



視察報告

立憲・国民・無所属の会さいたま市議団は、さいたま市への政策提言を行うため、

政務活動費を使用した視察を適宜行なっています。

視察を通じ、どんな知見が得られ、

それをさいたま市にどのように反映していくかについて市民の皆様への説明責任を果たすべく、

本ホームページ上で視察報告を公表します。

「会派合流・会派名変更前のデータも公表しています。」

2007/10/25

【民主党 さいたま市議団】神戸市会視察

神戸市会視察報告

視察の目的：議会改革...政務調査費の交付について及びコンプライアンス条例の実施概要

視察先：神戸市会

視察日程:平成19年9月6日～9月7日

参加者：神崎（団長）、高柳（幹事長）、高野。

【視察概要】

ア. 「政務調査費の交付に関する条例等の改正」について

1、経緯

神戸市議会では、平成18年12月より検討していた政務調査費の問題について、平成19年3月以降、考えを同じくする会派でさらに作業を進め、条例等の改正案を提出した。

2、条例等の改正の主なもの

(1)使途基準の明確化

従来の条例では「使途の制限」のみを規定していたが、今回の条例改正では、「使途の基準」に改め政務調査費を目的別に、どのような内容で執行するかを明らかにした。

- ・調査委託費—調査研究機関、学識経験者等への調査委託経費
- ・管外調査費—他都市等の調査旅費、備車経費、施設利用料等
- ・会議研修費—会場借上料、資料作成費、講師謝礼、研修会参加経費
- ・資料購入費—書籍、新聞、雑誌等購入経費
- ・広報費—会派広報印刷物の作成・配布・郵送等に要する経費
- ・広聴費—会派広聴印刷物の作成・配布・郵送や会派広聴事務所の借り上げに要する経費等
- ・交通費—公共交通機関運賃、自動車燃料費、有料道路通行料等
- ・人件費—調査研究補助員の雇用に要する経費
- ・その他の経費—会派が行う調査及び研究に必要な経費であって上記以外の備品、事務用品等

(2)領収書の添付

使途を明らかにするため、収支報告書の提出に際し、全支出に対して「領収書又は当該支出を証する書類」の提出を義務付けた。

(3)経理要綱の改正

条例改正に合わせて、経理要綱を改正して、より一層の透明性を高めるとともに、具体的な経理処理が明確になるようにした。

- ・年度当初に政務調査方針の策定を義務付けた。
- ・会派としての調査研究活動とそれ以外の活動との厳格な区別に務め、支出できるものについても社会通念上妥当な範囲で支出するなど、会派の責任において、適正な執行を図ることなどを義務付けた。

3、実施時期 平成19年7月1日から

イ. 「要望等への対応に関する新たなしくみ（コンプライアンス）づくり」について

1、経緯

神戸市公正職務検討委員会は、平成18年4月に神戸地方検察庁により、産業廃棄物処理施設の設置許可に関して、あっせん収賄容疑で市議員が逮捕・起訴された事件を契機に、「不当要求行為等への対応に関する指針」及び「契約業務等に関する働きかけについての取扱要綱」についての問題点を整理し、職員の公正な職務執行の確保及び行政の透明性の向上を図ることを目的として、しくみづくりを検討するため、平成18年に発足した。

2、新たなしくみづくりの主な内容

(1) 「公正な職務執行の確保及び行政の透明化の推進に関する条例（コンプライアンス条例）」の制定

・「議員等の公職者からの要望等は、原則、全部記録、全部公開」を明確化した条例を制定すべき。また、市民参画による手続きの明確化や市会との相互協力が必要。

(2) 「要望等の制度化に関する留意事項」

・市政に対する要望など記録するにあたっては、その記録すべき分量や程度のルール化が必要。また、実施にあたっては、市庁内にコンプライアンス担当組織を新設し、庁内体制を整備することか求められる。さらに、外部からの監視体制を整備する観点からも第三者機関の設置も必要となる。

3. コンプライアンス条例制定への道のり

2006年4月26日 神戸市公正職務検討委員会設置

2006年6月7日 同委員会答申「要望等への対応に関する新たなしくみづくりの提言」

2006年6、7月 条例概要案に対するパブリックコメントの実施

2006年9月20日 「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」公布

2007年1月1日 同条例施行